

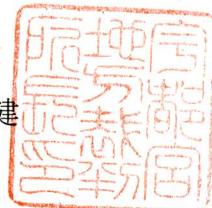


宇地裁総第 771 号

令和 4 年 4 月 18 日

山 中 理 司 様

宇都宮地方裁判所長 後 藤 健



### 司法行政文書不開示通知書

令和 3 年 7 月 29 日付け（同年 8 月 2 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

#### 記

##### 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

宇都宮地家裁栃木支部の高橋純子裁判官が、令和 3 年 7 月 23 日、少年事件の審判の期日や少年 24 人分の氏名などを記載していた手帳を紛失したことについて作成し、又は取得した文書（令和 4 年 4 月 18 日付け宇地裁総第 752 号司法行政文書開示通知書により開示された文書を除く。）

##### 2 開示しないこととした理由

1 の文書には、個人識別情報（氏名等）、公にすることにより、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は全体として行政機関情報公開法第 5 条第 1 号、同条第 6 号柱書及び同号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

（担当）総務課文書係 電話 028（621）4742（ダイヤルイン）